

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)の相手方

マンション管理組合

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成31年(2019年)4月4日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中央一丁目 マンション敷地内ごみ置場

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集作業のため、相手方が管理するマンションの敷地内にあるごみ置場に清掃車を駐車し、収集作業を終えて当該マンションの敷地に隣接する区道に出るために当該清掃車を前進させたところ、当該清掃車の左側後部のウインカー部分が当該マンションの外壁に接触し、当該外壁のタイルが破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により、相手方が被った損害32,400円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)成立の日

令和元年(2019年)9月18日

5 区の賠償責任

本件事故は、清掃車を運転していた区の職員が前進時の左後方確認を怠ったことにより発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区が賠償責任を負うものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、破損した外壁のタイルの修理費32,400円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から修理業者へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

(1) 所属長から関係職員に対し本件事故について厳重に注意をするとともに、運転者適性診断の受診及び安全確認研修の受講を通じて安全運転の徹底を図った。

(2) 所属長から清掃車を運転する職員全員に対し注意喚起をし、安全運転を徹底するよう指導するとともに、運転者適性診断の受診及び安全確認研修の受講の計画的な実施に努める。